

基本目標Ⅱ

人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

現状と課題

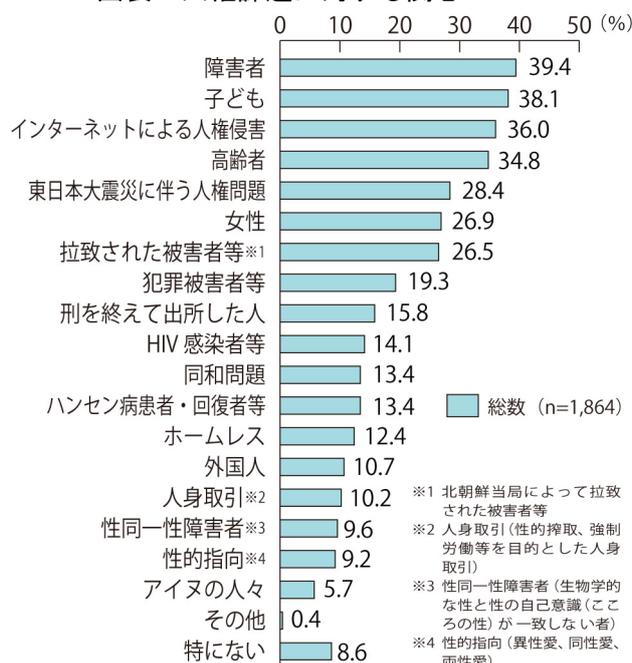
◆男女平等参画の基礎的な概念としての「人権尊重」

すべての人間は生まれながらにして平等であり、あらゆる差別は人間としての権利と自由を侵害するものです。女子差別撤廃条約は、人権に関する国際規約の締約国が男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、女性に対するあらゆる差別を撤廃するための必要な措置をとることを求めており、人権尊重は男女平等参画の基礎的な概念となっています。

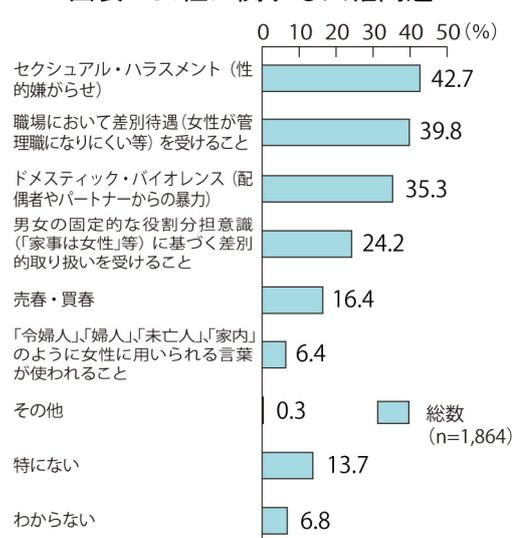
「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年内閣府）によれば、日本における人権課題として関心があるものに「女性」をあげた人の割合は 26.9%で、どのような人権問題が起きていると思うかたずねたところ、「セクシュアル・ハラスメント」、「職場において差別待遇を受けること」、「ドメスティック・バイオレンス」などが多くなっています。男女平等参画を推進していくにあたっては、一人ひとりが人権尊重の意識を持つことが大切です。

誰もが自分らしく生きることを認め合う、男女平等参画のまちづくりを進めるために、人権を尊重する意識を醸成していく必要があります。

図表 人権課題に対する関心



図表 女性に関する人権問題



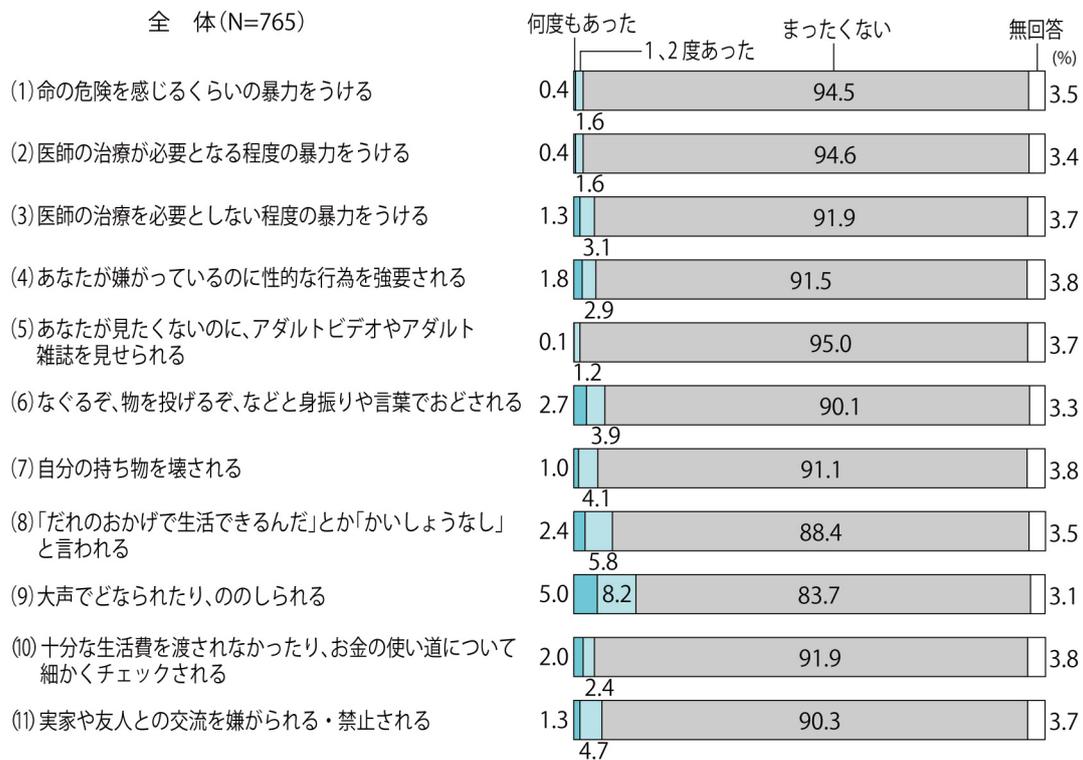
資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成 24 年)

◆DV 被害経験のある人の 6 割以上が誰にも相談していない

実態調査で配偶者等からの暴力を見聞きした経験をたずねたところ、「親族・友人・知人に当事者はいないが、見聞きしたことがある」が最も多く、DV（配偶者等からの暴力）を見聞きした場合の対応としては「相談機関を紹介する」が最も多くなっています。相談機関の認知度は警察が 7 割と最も多く、市の相談窓口や東京都の相談窓口は 3 割となっています。

実際に DV を受けた経験のある人では、「大声でどなられたり、ののしられる」、「だれのおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」と言われる」、「なぐるぞ、物を投げるぞ、などと身振りや言葉でおどされる」、「実家や友人との交流を嫌がられる・禁止される」などの順に多く、精神的暴力の被害が多いことがうかがえます。DV に関する啓発・普及、相談・支援の充実、情報提供などが必要です。

図表 配偶者等から暴力を受けた経験（全体）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

◆低い女性特有のがん検診の受診率

女性には妊娠・出産、女性特有のがんなど、男性とは異なる健康課題があります。特に、女性特有のがんは、早期発見・早期治療が可能でありながら、現状は検診の受診率が低くなっています。このため、女性のがんに関する啓発をすすめ、がん検診の受診率をあげていく必要があります。

しかしながら、女性が医療機関を受診する際、男性の医師に相談することに心理的な抵抗感や羞恥心を抱くことも少なくありません。そこで、女性の気持ちに配慮しながら、女性のからだの特徴に応じて女性の医師が診療を行う「女性医療」に取り組む医療機関も増えてきました。

女性が生涯を通じて健康な生活を送ることは、女性の権利とされています。女性が安心して医師に健康上の悩みを相談でき、適切な医療を受けられるように、医療機関と連携しながら女性の健康支援に取り組んでいくことが必要です。

図表 西東京市における女性特有のがん検診の受診率

		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	備 考
乳がん検診	受診者数(人)	3,503	3,762	3,254	3,192	国基準 40歳 以上女性 2年に1回
	受診率(%)	19.3	19.8	17.3	15.5	
子宮がん検診	受診者数(人)	3,154	3,359	3,280	3,439	国基準 20歳 以上女性 2年に1回
	受診率(%)	12.3	12.3	12.0	11.9	
乳がん検診 (女性特有のがん検診)	受診者数(人)	—	1,667	1,519	1,626	40歳以上 60歳 以下女性 5歳ごと
	受診率(%)	—	24.5	22.4	23.4	
子宮頸がん検診 (女性特有のがん検診)	受診者数(人)	—	1,383	1,493	1,531	20歳以上 40歳 以下女性 5歳ごと
	受診率(%)	—	19.9	21.9	22.8	

資料：西東京市

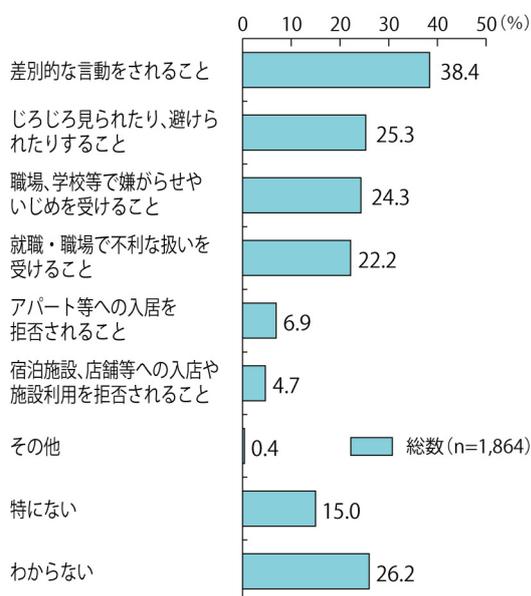
Ⅱ-1 人権を尊重する意識の醸成

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、男女平等を阻むあらゆる暴力は、本来は対等であるはずの男女の関係性の歪みから生じています。誰もが人権を尊重する意識を持ち、自分らしく生きることを互いに認め合うことが必要です。

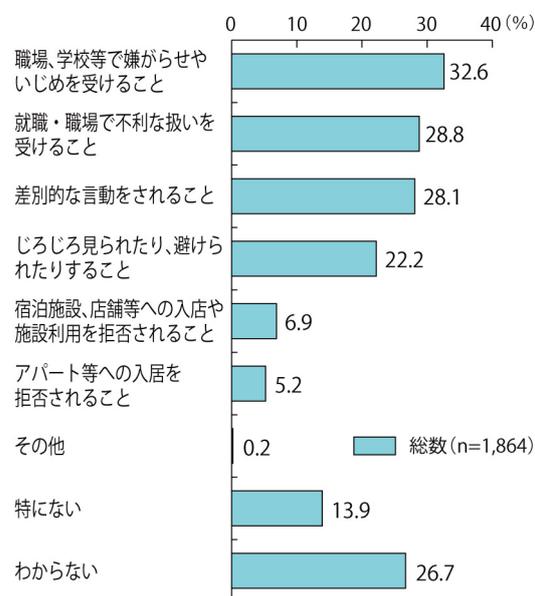
「人権擁護に関する世論調査」では、現在どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、性的指向に関する人権問題では「差別的な言動をされること」、性同一性障害に関する人権問題では「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が最も多くなっています。性の多様性に対する理解を深め、性的指向や性別を理由とする差別、嫌がらせ、いじめなどをなくしていくことが大切です。

また、ひとり暮らし、子どものいない夫婦、離婚・再婚した家族など、市民のライフスタイルや家族形態も多様化していることから、多様な生き方を理解し、尊重することが必要です。市では、多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりをすすめます。

図表 性的指向に関する人権問題



図表 性同一性障害に関する人権問題



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成24年）

(1) 多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり

すべての人があらゆる場面で活躍できる男女平等参画を実現するために、多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりをすすめます。

事業	内容	担当課
①学校における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課
②多様な性や生き方に関する理解の促進	講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課
③情報誌パリティの発行と配布（再掲）	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課
④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域で共に暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課

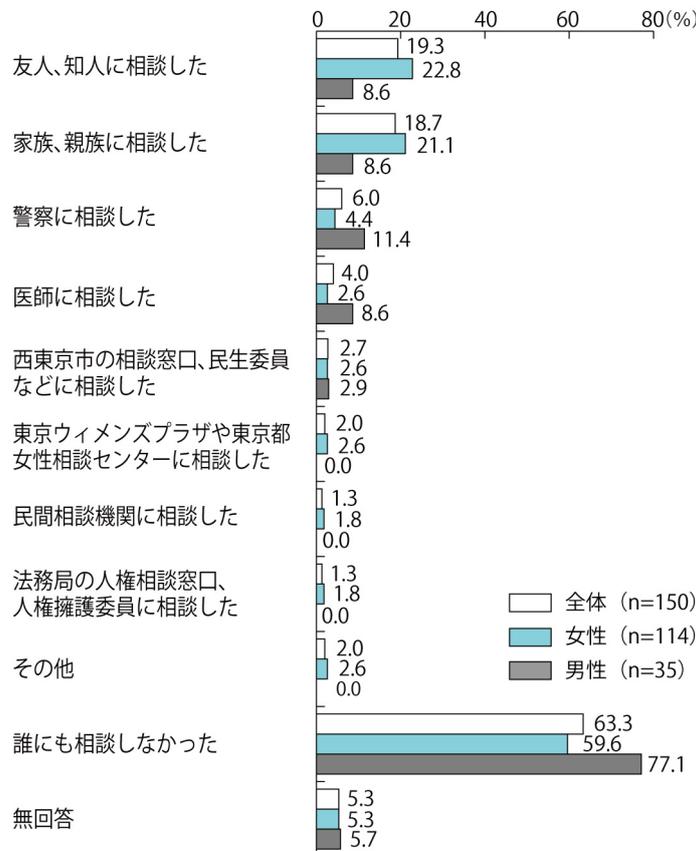
Ⅱ-2 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 ★重点課題

西東京市配偶者暴力対策基本計画

実態調査によれば、配偶者等から暴力を受けた経験がある人の6割以上が誰にも相談していません。相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が最も多くなっています。DVに関する啓発・普及をさらにすすめるとともに相談窓口の周知を図り、DVの防止と被害者の支援体制の充実が必要です。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正により、配偶者暴力対策基本計画の策定および配偶者暴力相談支援センター機能の整備が市町村の努力義務となりました。市では、この計画の本項を「西東京市配偶者暴力対策基本計画」と位置づけ、配偶者等からの暴力の防止、相談窓口の充実による早期発見と対応、被害者の安全確保と自立支援に取り組めます。庁内関係各課や関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、切れ目のない支援をしていきます。

図表 配偶者等から暴力を受けた時の相談経験（全体、性別：複数回答）
 <暴力を受けた経験がある人>



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

(1) 暴力の未然防止と早期発見

配偶者等からの暴力を未然に防ぐとともに、早期発見・対応に向けた啓発、市民や職務関係者との連携をすすめます。

事業	内容	担当課
①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課
②デートDV防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課
③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携をすすめます。	協働コミュニティ課

(2) 相談窓口の充実

男女平等の視点にたち、女性・男性が問題解決の糸口を見出すことを支援する相談を通してDVの被害者を発見し、被害者の安全の確保と自立への支援につなぎます。

事業	内容	担当課
①女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業を実施します。	協働コミュニティ課
②一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、母子相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を検討します。	協働コミュニティ課 生活福祉課 子育て支援課 子ども家庭支援センター
③男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課
④相談窓口の周知と情報の提供	さまざまな相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課 関係各課

(3) 被害者の安全の確保と自立への支援

DV 被害者の安全を確保し、生活再建と自立に向けて一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

事業	内容	担当課
①緊急一時保護の実施	DV 被害者の安全を確保するため、緊急一時保護します。	協働コミュニティ課
②民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、DV 被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課
③緊急一時保護宿泊費等の支援	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課
④一人ひとりの状況に応じた連携による支援と情報の提供	DV 被害者の生活・子育て等を支援します。また、子どもの心のケアへの支援や保育・就学等の行政サービスに関する支援を行います。	協働コミュニティ課 健康課 生活福祉課 子育て支援課 関係各課
⑤ワンストップサービスの検討	DV に関する相談窓口において、必要な手続きが一括して行える「ワンストップサービス」の導入を検討します。	協働コミュニティ課
⑥自立支援講座の実施	DV 被害者の生活再建・自立を支援する講座を実施します。	協働コミュニティ課

(4) 市の体制整備と関係機関との連携強化

DV 被害者の相談から自立まで、切れ目のない支援をしていくために、市の体制整備と関係機関との連携を強化します。

事業	内容	担当課
①庁内関係各課との連携の強化	DV 被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、庁内関係各課との連携を強化します。	協働コミュニティ課
②各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を定例で開催し、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	協働コミュニティ課 市民課 保険年金課 健康課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター 教育企画課 関係各課
③相談員の増員及び資質向上とメンタルケア	相談・支援件数の増加にあわせ、相談員の増員を検討します。また、相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課
④職員研修の実施	相談窓口における 2 次被害を防ぐため、庁内関係各課の相談窓口等の職員に対して DV に関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課
⑤配偶者暴力相談支援センター機能の検討	DV の防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、検討します。	協働コミュニティ課

「女性に対する暴力をなくす運動」

～DV防止啓発パネル展、パープルリボンタペストリー展示～

西東京市では、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中、男女平等推進センターパリテでDV防止啓発パネル展、パープルリボンタペストリーの展示等を行っています。

パープルリボンタペストリーは、パープルリボンプロジェクトの推進団体と市民が協力して、女性へのあらゆる暴力反対の意思を紫色のリボンに託して作成し、毎年新しくデザインされます。

「女性に対する暴力をなくす運動」は、男女共同参画推進本部を構成する内閣府および省庁の主唱により、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間実施しています。全国の自治体、団体等が、広報、啓発、相談、指導、取締などの活動が展開しています。

※パープルリボンプロジェクトとは…

DVなどの暴力反対の意思を込めた紫色のリボンを身につけたり、モチーフを使った作品を手作りしたりするなど、一人ひとりが身近で取り組むことのできる運動です。1990年にアメリカのニューハンプシャー州で始まり、今では国際的なパープルリボンプロジェクトとして、世界に定着しています。



男女平等推進センター パリテで実施した
パープルリボンタペストリー展示

「女性に対する暴力をなくす運動」に関する情報は、以下のページをご覧ください。

★「内閣府男女共同参画局」⇒「主な政策」⇒「女性に対する暴力の根絶」⇒「女性に対する暴力をなくす運動」

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html

Ⅱ-3 男女平等を阻む暴力の防止

(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

男女が平等に社会に参画していく上で、女性と男性が互いを尊重し、対等な関係をつくることが重要です。セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの暴力は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であり、対等であるはずの男女の関係性に歪みを生じさせ、男女平等を阻む要因となっています。

男女平等推進センター パリテが実施している女性相談の内容をみると、自分自身の生き方の他、夫婦や親子など身近な人間関係に関する相談も多くなっています。一人ひとりが、日々の暮らしや身近な人間関係の中に潜むさまざまな暴力に気づき、暴力の防止に向けて行動することが大切です。

男女平等を阻む暴力を容認しない意識を育むことで暴力を防止するとともに、被害者の支援に取り組みます。

図表 西東京市の女性悩みなんでも相談の内容

(人)

	相談			居所			相談内容									
	合計	電話	来室	市内	市外	不明	生き方	からだ・病気	仕事	夫婦	親子・親族	人間関係	法律・犯罪	福祉・高齢者	子ども	その他
平成21年度	376	80	296	341	23	12	62	15	17	209	64	39	25	20	23	32
平成22年度	370	47	323	357	8	5	64	12	13	185	38	12	8	8	20	10
平成23年度	347	59	288	315	30	2	65	10	3	193	31	13	7	12	11	2
平成24年度	278	31	247	260	14	4	46	7	7	138	30	21	5	7	17	0

資料：西東京市

(1) 暴力の防止に向けた意識啓発

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等、男女平等を阻むさまざまな暴力を防止するために、意識啓発をすすめます。

事業	内容	担当課
①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	男女平等を阻むさまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	秘書広報課 協働コミュニティ課
②市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布（再掲）	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課 秘書広報課
③市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の男女平等を阻む暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課
④暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、男女平等を阻むさまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課 職員課 教育指導課

(2) 暴力の被害者に対する支援

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等、男女平等を阻むさまざまな暴力の被害者に対し、相談等の支援を行います。

事業	内容	担当課
①相談の実施	教育相談、就学相談、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、緊急支援体制で、関連部署や関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等の関係機関と連携しながら必要な支援をします。	教育支援課
②男性相談のあり方の検討（再掲）	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課
③緊急一時保護宿泊費等の支援（再掲）	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課

Ⅱ-4 性と生殖に関する健康支援

生涯を通じて健康な生活を送るためには、女性も男性も自分のからだや性について十分に理解し、自己決定をしていくことが大切です。特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

市では30歳代で出産する人が多く、高齢出産等によるリスクへの対応という観点から、周産期の健康管理はますます重要になっています。

また、性と生殖に関する健康と権利の視点から、市民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、情報提供や支援を行います。

図表 母の年齢別出生数（西東京市）

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
総数	1,607	1,647	1,470	1,667	1,712
15歳未満	—	—	—	—	—
15～19歳	13	14	7	15	9
20～24歳	119	126	100	102	95
25～29歳	400	376	340	383	394
30～34歳	654	649	574	639	666
35～39歳	357	432	381	451	464
40～44歳	61	49	67	72	83
45～49歳	—	1	1	5	1
50歳以上	—	—	—	—	—
不詳	3	—	—	—	—

資料：東京都多摩小平保健所「事業概要」

(1) からだと性に関する正確な情報の提供

幼児期・思春期・成人期のそれぞれの段階において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報の提供を行います。

事業	内容	担当課
①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した豊かな性教育を実施します。	協働コミュニティ課 健康課 教育指導課
②性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、いのちを育む妊娠・出産について、男女ともに正しい知識を持って、安心して迎えられるよう情報の提供に努めます。	協働コミュニティ課 健康課

(2) 女性医療情報の充実に向けた取り組み

女性特有のからだの不調や悩みを聞いてもらえる医療機関が身近なものとなるよう、市民への情報提供を行います。

事業	内容	担当課
①女性専門外来に関する情報提供	女性に特有のからだの不調や悩みに対応するため女性専門外来を設置している医療機関に関する情報を提供します。	協働コミュニティ課 健康課
②女性特有の病気に対する予防と検査の実施	子宮がん、乳がん、骨粗しょう症の予防と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づくりや予防についての情報提供に努めます。	健康課

女性相談（悩みなんでも相談）

さまざまな悩みを抱える女性に対して、専門の女性相談員が、問題を一緒に考え、解決の糸口を探していくサポートをしていきます。

女性相談窓口は、住吉会館内男女平等推進センター パリテにあります。



ひとりで悩まず、まずはお電話ください。

電話：042-439-0075(男女平等推進センター パリテ)

※予約優先です。事前に電話予約をしてください。

「女性相談(悩みなんでも相談)」に関する情報は、以下のページでご覧下さい。

★「西東京市トップページ」⇒「施設案内」⇒「施設一覧」⇒「男女平等推進センター」⇒
「その他」

<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/sisetu/itiran/other/dannjyo.html>